平成２６年（フ）第３１号
岩手県遠野市中央通り６番26号
債務者　高橋　隆嗣
1　決定年月日時　平成26年12月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月９日まで
盛岡地方裁判所遠野支部破産再生係

平成２６年（フ）第３２号
岩手県釜石市甲子町第８地割133番地２
債務者　澤舘美友紀
1　決定年月日時　平成26年12月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月９日まで
盛岡地方裁判所遠野支部破産再生係

平成２６年（フ）第６６６号
仙台市青葉区堤町３丁目２番37―502号
債務者　佐藤　彰悟
1　決定年月日時　平成26年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月９日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第６７４号
仙台市泉区桂１丁目14番地の１　桂ＰＨガーデンビュウ弐番館105
債務者　大場　弘子
1　決定年月日時　平成26年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月９日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第６９３号
仙台市泉区市名坂字石止112番地の４　コープ針生Ｂ棟205
債務者　菊池　早苗
1　決定年月日時　平成26年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月９日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第２０２号
茨城県結城市大字結城1287番地11　シャーメゾンＭⅡ102、前住所茨城県結城市大字結城6031番地15
債務者　小林　勝巳
1　決定年月日時　平成26年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月９日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２６年（フ）第１２７号
富山県射水市中野637番地５、住民票上の住所富山県射水市二口2950番地32
債務者　大村　和美
1　決定年月日時　平成26年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月９日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２６年（フ）第２４９号
長野県北安曇郡小谷村大字千国乙6728番地の１
債務者　田中　克典
1　決定年月日時　平成26年12月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月９日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２６年（フ）第３１１号
岐阜県各務原市那加大東町27番地　ウィングコート大東303
債務者　三宅　健文
1　決定年月日時　平成26年12月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月９日まで
岐阜地方裁判所

平成２６年（フ）第３４６号
岐阜県本巣市三橋1044番地１　プリムローズ大野１棟203号
債務者　山本　邦仁
1　決定年月日時　平成26年12月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月９日まで
岐阜地方裁判所

平成２６年（フ）第３９１号
岐阜県羽島市竹鼻町丸の内６丁目139番地　レオパレスｓｈｉｎｅ107号室、前住所岐阜県羽島郡岐南町八剣９丁目20番地
債務者　臼井　誠二
1　決定年月日時　平成26年12月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月９日まで
岐阜地方裁判所

平成２６年（フ）第３９７号
岐阜県関市円保通２丁目４番９号
債務者　東山のぶ子
1　決定年月日時　平成26年12月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月９日まで
岐阜地方裁判所

平成２６年（フ）第４０６号
岐阜市雄総桜町１丁目11番地　コートハウスながら107号室
債務者　越智　穂積
1　決定年月日時　平成26年12月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月９日まで
岐阜地方裁判所

平成２６年（フ）第１５７７号
名古屋市西区那古野２丁目20番10号
債務者　福井　大介
1　決定年月日時　平成26年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月９日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１７６７号
名古屋市中川区万場４丁目804番地　レオパレスＨＡＰＰＩＮＥＳＳ102号
債務者　種田　貴之
1　決定年月日時　平成26年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月９日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１８３号
三重県鈴鹿市十宮２丁目24番10号
債務者　木村　　誠
1　決定年月日時　平成26年12月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月９日まで
津地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第６０号
滋賀県長浜市平方町1100番地３
債務者　脇坂富美男
1　決定年月日時　平成26年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月９日まで
大津地方裁判所長浜支部破産係